

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく特別障害者手当資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が、令和 4 年 1 1 月 1 1 日付けの特別障害者手当資格喪失通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った特別障害者手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

字が脳からの信号により思ったように書けない。包丁をうまく使えない。震えが来るからうまく切れない。箸で物を掴む時に震えが来る。水が入っているコップが運べず、水がこぼれてしまう。お湯は全然ダメ。重たい物を持つとき震えが来る。椅子に座していると手が勝手にピリつく。ボタンがはめにくい。裁縫ができない。歯が磨きにくい。ジストニアは人によって違うのかもしれないが、請求人がこんなに困っていても資格がないというのは納得がいかない。字も手術によってここまで書けるようになった。

処分庁は請求人の病気を知っているのか。何も知らないくせに根拠がないことを言っているとか言わないでもらいたい。請求人も〇〇病院、〇〇病院、〇〇医大に行っても分からず、今の〇〇病院に行き、手術をしてこの状態である。

請求人の障害は当てはまらないと言うが、歩けても字を書くのはやっとの状況で、食事の時に箸が使い難く、スプーンやフォークである。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項の規定を適用して、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 ５ 年 ８ 月 ２ １ 日	諮問
令和 ５ 年 １ ２ 月 ２ ２ 日	審議（第８４回第２部会）
令和 ６ 年 １ 月 １ ９ 日	審議（第８５回第２部会）

第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１ 法令等の定め

(1) 支給要件

法２６条の２は、市長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、手当を支給するものとし、法２条３項は、特別障害者について、「二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」としている。

そして、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「法施行令」という。）１条２項は、法２条３項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」は、次のいずれかの場合に該当することが必要であるとしている。

ア 身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が法施行令別表第二（別紙２）各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの（法施行令１条２項１号）

イ 上記アに定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（法施行令別表第二各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であつて、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が上記アに定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの（法施行令１条２項２号）

ウ 身体機能の障害等が法施行令別表第一（別紙２）各号（１０号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が上記

イと同程度以上と認められる程度のもの（法施行令 1 条 2 項 3 号）

(2) 受給資格の消滅

法 26 条の 5 において準用する法 5 条の 2 第 1 項は、手当の支給は、受給資格者が法 5 条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとしている。

そして、法に基づく特別児童扶養手当においては、有期認定の期限前に診断書が提出された場合について、受給資格がないと判断されたときは、診断書作成日をもって受給資格を喪失させるとしている（「特別児童扶養手当に関する疑義について」（平成 28 年 6 月 15 日付障企発 0615 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）第 4・問 2・答）ところ、特別児童扶養手当は、手当とともに法を支給の根拠としているものであり、特別児童扶養手当に係る解釈取扱いは、手当の取扱いにおいても適用されるものと解される。

また、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（以下「省令」という。）16 条において準用する省令 11 条は、市長は、手当の支給を受けている者の受給資格が消滅したときは、その者に、文書でその旨を通知しなければならないとしている。

(3) 認定基準

認定基準は、法施行令 1 条 2 項 1 号ないし 3 号のいずれかに該当する障害程度の認定は、原則として、特別障害者手当認定診断書によって行うこととしている（認定基準第一・3）。

認定基準は、法施行令 1 条 2 項に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであり（認定基準第一・1）、具体的には次のとおりである。

ア 法施行令 1 条 2 項 1 号に該当する障害の程度とは、法施行令別表第二各号に掲げる障害が重複するものとされている（認定基準第三・1）。

イ 法施行令 1 条 2 項 2 号に該当する障害の程度とは、次のいずれかに該当するものとされている。

（ア） 法施行令別表第二第 1 号から第 7 号までのいずれか 1 つの障害を有し、かつ、次表（別紙 3）に掲げる身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの（認定基準第三・2・(1)）

（イ） 法施行令別表第二第 3 号から第 5 号までのいずれか 1 つの障害を有し、かつ、日常生活動作評価表（別紙 3）の日

常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの（認定基準第三・2・(2)）

ウ 法施行令1条2項3号に該当する障害の程度とは、法施行令別表第一のうち次のいずれかに該当するものとされている。

（ア） 認定基準第二・4（内部障害）又は同・5（その他の疾患）に該当する障害を有するものであって、認定基準第三・1・(7)・ウの安静度表（結核の治療指針（昭和38年6月7日保発第12号厚生省保険局長通知）に掲げる安静度表。以下「安静度表」という。）の1度に該当する状態（絶対安静）を有するもの（認定基準第三・3・(1)）。

（イ） 認定基準第二・6（精神の障害）に該当する障害を有するものであって、認定基準第三・1・(8)・エの「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの（認定基準第三・3・(2)）

(4) 認定基準の位置づけ

法39条の2は、法の規定に基づき都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は法定受託事務であるとするところ、認定基準は、地方自治法245条の9第1項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

2 本件処分についての検討

受給資格の認定基準（上記1・(3)）に鑑みれば、請求人に係る障害程度の認定の判断は、本件診断書の記載内容に基づき、法令の規定及び認定基準に照らして行われるべきであり、本件診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当がなければ、本件処分に取り消理由があるとはできないものと認められる。

本件診断書についてみると、本件診断書は「肢体不自由用」であり、「障害の原因となった傷病名」欄には「ジストニア」とされ（別紙1・1）、「傷病の原因又は誘因」欄には「後天性（疾病）」とされており（別紙1・2）、「日常生活動作の障害程度」欄において、つまむ、握る等の右手動作について△（ひとりでできてもううまくできない場合）とされている（別紙1・8・(1)、(2)及び(5)から(7)まで）ことからすると、請求人の障害は、「肢体不自由」であることが認められる。

そこで、以下、請求人の肢体不自由の程度が、認定基準に照らして、法施行令1条2項各号のいずれかに該当するかどうかについてみる。

(1) 法施行令1条2項1号該当性

認定基準によれば、法施行令1条2項1号に該当する障害の程

度は、法施行令別表第二各号に掲げる障害が重複する必要があるとされていることから（１・(3)・ア）、以下、法施行令別表第二各号について検討する。

ア 別表第二第３号（両上肢の障害）

（ア） 認定基準

認定基準は、別表第二第３号に該当する障害について、両上肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね両上肢のそれぞれについて肩、肘及び手の３大関節中いずれか２関節以上が用を廃する程度の障害を有するものをいうとしている。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域１０度以下）にある場合又は関節に目的運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト２以下）している場合で日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度の障害をいうとしている（以上、認定基準第三・１・(3)・ア）。

（イ） 本件診断書の検討

本件診断書の「関節可動域及び筋力（首・体幹・四肢）」欄（別紙１・６・(8)）には、両上肢の３大関節（肩、肘及び手）の全てについて、「強直肢位」及び「関節可動域」は正常、関節運動筋力は、左右ともに「正常又はやや減」とされ、両上肢ともに肩、肘及び手の３大関節中いずれか２関節以上が用を廃する程度の障害を有しているとはいえないから、別表第二第３号に該当しない。

イ 別表第二第４号（両下肢の障害）

（ア） 認定基準

認定基準は、別表第二第４号に該当する障害について、両下肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね両下肢のそれぞれについて股、膝及び足の３大関節中いずれか２関節以上が用を廃する程度の障害を有するものをいうとしている。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域１０度以下。なお、足関節の場合は５度以下）にある場合又は下肢に運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト２以下）している場合で、起立歩行に必要な動作を起こし得ない程度の障害をいうとしている（以上、認定基準第三・１・(4)・ア）。

（イ） 本件診断書の検討

本件診断書の「関節可動域及び筋力（首・体幹・四肢）」欄

(別紙 1・6・(8)) には、両下肢の 3 大関節(股、膝及び足)の全てについて、「強直肢位」及び「関節可動域」は正常、関節運動筋力は、左右ともに「正常又はやや減」とされ、両下肢ともに股、膝及び足の 3 大関節中いずれか 2 関節以上が用を廃する程度の障害を有しているとはいえないから、別表第二第 4 号に該当しない。

ウ 別表第二第 5 号(体幹の障害)

(ア) 認定基準

認定基準は、別表第二第 5 号に該当する障害について、座っていることができないとは、腰掛、正座、横座り、長座位及びあぐらのいずれもできないものをいい、立ち上がることができないとは、臥位又は座位から自力のみで立ち上がれず、他人、柱、つえ、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができるものをいうとしている(認定基準第三・1・(5)・イ)。

(イ) 本件診断書の検討

本件診断書の「日常生活動作の障害程度」欄(別紙 1・8)において、「すわる(正座・横すわり、あぐら、脚なげ出し)」、「立ち上る」という動作に関しては、いずれも補助具等を使用しない場合○(ひとりでもうまくできる場合)と記載されていることから、別表第二第 5 号に該当しない。

エ 別表第二第 1 号、第 2 号、第 6 号及び第 7 号該当性

本件診断書によれば、請求人の障害程度は、別表第二第 1 号、第 2 号、第 6 号及び第 7 号のいずれにも該当しない。

オ 小括

以上により、請求人の障害は、別表第二各号のいずれにも該当しないから、同表のうち 2 つの障害を有することを要件とする法施行令 1 条 2 項 1 号(1・(3)・ア)に該当しない。

(2) 法施行令 1 条 2 項 2 号及び 3 号該当性

請求人の障害は、肢体不自由に係るものであって、また、上記(1)のとおり別表第二各号のいずれにも該当しないため、法施行令 1 条 2 項 2 号及び 3 号(1・(3)・イ及びウ)に該当しない。

以上のとおり、請求人の障害の程度は、法施行令 1 条 2 項各号のいずれにも該当するものではないから、法 2 条 3 項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」に該当しない。

また、有期認定の期限前に診断書が提出された場合について、受給資格がないと判断されたときは、診断書作成日をもって受給資格を喪失させるとされているところ(1・(2))、本件診断書の作成日が

令和４年９月２７日であることから、処分庁は、同日を受給資格がなくなった日として本件処分を行っており、これは上記１の法令等の定めに則ってなされたものと認められる。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

３ 請求人の主張についての検討

請求人は、第３のとおり、請求人の現状からすれば、特別障害者の要件を満たしており、本件処分は取り消すべきであると主張しているものと解される。

しかし、上記１・(３)のとおり、障害程度の認定は本件診断書に基づきなされるものであり、本件診断書の記載内容からすれば、請求人の障害は、法施行令１条２項各号のいずれにも該当しないことは、上記２のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来

別紙１ないし別紙３（略）